

電力供給に係る仕様書

(京都市消防局所管36施設(低圧電力))

京都市消防局総務部施設課

(担当：澤田、石田(了) 電話：075-212-6643)

第 1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市消防局所管 3 6 施設（低圧）に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

なお、本契約については施設毎に契約を行うものとし、仕様書について各施設共通とする。

京都市消防局所管 3 6 施設（低圧）の各施設は、別紙のとおりである。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、京都市消防局所管 3 6 施設（低圧）（別紙及び別添資料－1 対象物）をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定義される小売電気事業者、又は電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定義される一般送配電事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定義される一般送配電事業者のうちで、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 監督員とは、京都市契約事務規則第 39 条に規定する職員をいい、この契約において京都市消防局総務部施設課に所属する職員をいう。
- (6) 検査員とは、京都市契約事務規則第 46 条に規定する職員をいい、この契約において京都市消防局総務部施設課長をいう。

第 2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 対象建物 | <u>別添資料－1 のとおり</u> |
| (2) 需要場所 | <u>別添資料－1 のとおり</u> |
| (3) 業種及び用途 | 京都市消防局所管施設・消防署等 |
| (4) 契約種別 | 低圧電力 |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備契約受電設備等

ア 電気方式	<u>別添資料－１のとおり</u>
イ 標準電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
ウ 計量電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
エ 標準周波数	<u>別添資料－１のとおり</u>
オ 受電方式	<u>別添資料－１のとおり</u>
カ 設備容量	<u>別添資料－１のとおり</u>
キ 検針日	<u>別添資料－１のとおり</u>
ク 蓄熱設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
(ア) 蓄熱設備容量	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>別添資料－１のとおり</u>
ケ 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>別添資料－１のとおり</u>
(イ) 常用発電設備	<u>別添資料－１のとおり</u>

(2) 契約種別、予定使用電力量等

ア 契約種別、契約容量等	<u>別添資料－１のとおり</u>
イ 予定使用電力量	<u>別添資料－１のとおり</u>

令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの使用量見込み

(令和８年４月検針日から令和９年４月検針日の前日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

ウ 各月の電力使用実績（使用電力量）	<u>別添資料－２のとおり</u>
--------------------	-------------------

(3) 契約期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日２４時まで

(令和８年４月検針日から令和９年４月検針日の前日まで)

(4) 需給地点 別添資料－１のとおり

■ 需要場所構内における架空引込線による本市電気設備との接続点（架空引込）

□ 需要場所における本市開閉器、断路器または接続装置の接続点（地中引込Ａ）

□ 需要場所における関西電力株式会社が施設する計量器または接続装置の接続点（地中引込Ｂ）

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 検針日及び計量

ア 各月の検針日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月検針日の計量時から当月検針日の計量時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 検針日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月検針日の計量時から当該月検針日の計量時までの期間とする。ただし、検針日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の検針日の前日までの期間、また直前の検針日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

3 一般事項

(1) 注記事項

ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督者と協議する。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督者の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に書面等で報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合は早急に監督員に書面で報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の使用電力量等を書面等で監

督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、供給者及び託送者の3者によることとし、その決定については3者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 本電力供給契約の長期継続契約の適用の有無

当該契約は、長期継続契約の適用が「ない」。

当該契約は、長期継続契約の適用が「ある」。

(4) 本電力供給契約の長期継続契約の適用が「ある」場合の措置

ア 本市は、令和9年度以降において電気料金に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この電力供給契約を解除することができる。

イ アの規定により本市がこの契約を解除した場合において、供給者は、本市が令和9年度以降に支払いを予定していた電気料金を請求することはできない。

ウ 供給者は、前項に定めるもののほか、アの規定により本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

別紙

京都市消防局所管施設 36 施設（低圧）

番号	施設名	番号	施設名
1	高台寺公園ポンプ庫	20	大塚消防出張所
2	北野倉庫	21	塩小路消防出張所
3	西ノ京寮(防火用)	22	中堂寺消防出張所
4	西ノ京寮	23	京都駅西消防出張所
5	京都消防ヘリポート	24	西八条消防出張所
6	清水寺境内ポンプ(泰産寺)	25	久世消防出張所
7	清水寺境内ポンプ(清水警備団詰所)	26	嵯峨消防出張所
8	紫明消防出張所	27	梅津消防出張所
9	大徳寺消防出張所	28	御室消防出張所
10	中川消防出張所	29	京北消防出張所
11	北野消防出張所	30	桂消防出張所
12	鹿ヶ谷消防出張所	31	松尾消防出張所
13	岩倉消防出張所	32	南浜消防出張所
14	修学院消防出張所	33	淀消防出張所
15	大原消防出張所	34	神川消防出張所
16	鞍馬消防出張所	35	向島消防出張所
17	京都市立病院消防出張所	36	山ノ下消防出張所
18	泉涌寺消防出張所		
19	西勸修寺消防出張所		

別添資料—1

	対象建物	需要場所	契約種別	電気方式	標準電圧 (V)	計量電圧 (V)	標準 周波数 (Hz)	受電方式	設備容量 (kVA)	検計日	蓄熱設備等		発電設備		契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)		需給地点
											蓄熱設備 容量	蓄熱専用 計量装置の 計量電圧	非常用発電設備	常用発電設備		施設別	合計	
東山区	高台寺公園ポンプ庫	東山区下河原高台寺門前下河原町526-1	低圧電力	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	24	2	なし	なし	あり	なし	22	2,325	架空引込	
上京区	北野倉庫	上京区今小路通御前西入紙屋川町870		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	11	4	なし	なし	なし	なし	8	211	架空引込	
中京区	西ノ京奈(防火用)	中京区西ノ京中御門東町49		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	7	11	なし	なし	なし	なし	7	0	架空引込	
	西ノ京奈	中京区西ノ京中御門東町49		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	14	11	なし	なし	なし	なし	14	0	架空引込	
伏見区	京都消防ヘリポート	伏見区横大路千両松町		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	37	2	なし	なし	あり	太陽光発電5.5kW	23	39,516	架空引込	
東山区	清水寺境内ポンプ(善差寺)	東山区清閑寺下山町 清水寺境内		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	13	2	なし	なし	あり	なし	13	179	架空引込	
	清水寺境内ポンプ(清水寺霊堂跡地)	東山区清閑寺下山町 清水寺境内		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	5	2	なし	なし	あり	なし	5	355	架空引込	
北区	紫明消防出張所	北区小山上総町1-1		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	20	9	なし	なし	あり	太陽光発電 10.6kW	12	10,097	架空引込	
	大徳寺消防出張所	北区紫野大徳寺町88		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	14	12	なし	なし	あり	なし	7	12,917	架空引込	
	中川消防出張所	北区中川北山町48-2		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	23	5	なし	なし	あり	なし	14	5,390	架空引込	
上京区	北野消防出張所	上京区今小路通御前西入紙屋川町870番地		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	50	4	なし	なし	あり	なし	36	33,364	架空引込	
左京区	鹿ヶ谷消防出張所	左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町37		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	18	4	なし	なし	あり	なし	15	9,943	架空引込	
	岩倉消防出張所	左京区岩倉幡枝町1204		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	45	18	なし	なし	あり	なし	26	19,931	架空引込	
	修学院消防出張所	左京区修学院大林町13-8		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	14	11	なし	なし	あり	なし	8	9,280	架空引込	
	大原消防出張所	左京区大原上野町564-3		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	29	10	なし	なし	あり	なし	8	9,303	架空引込	
	鞍馬消防出張所	左京区鞍馬貴船町5-2		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	20	15	なし	なし	あり	なし	14	16,731	架空引込	
中京区	京都市立病院消防出張所	中京区壬生東高田町1-2		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	20	1	なし	なし	あり	太陽光発電 5.3kW	7	8,146	架空引込	
東山区	泉涌寺消防出張所	東山区泉涌寺五葉ノ辻町13-2		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	13	15	なし	なし	あり	なし	8	8,066	架空引込	
伏見区	西勤修寺消防出張所	伏見区深草神明講谷町2-1		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	20	15	なし	なし	あり	太陽光発電8kW	17	20,830	架空引込	
山科区	大塚消防出張所	山科区大塚北溝町23-1		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	26	8	なし	なし	あり	なし	10	4,781	架空引込	
下京区	塩小路消防出張所	下京区上之町13		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	26	9	なし	なし	あり	太陽光発電 3.7kW	10	13,659	架空引込	
	中堂寺消防出張所	下京区中堂寺北町71		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	26	24	なし	なし	あり	太陽光発電5kW	21	14,985	架空引込	
南区	京都駅西消防出張所	南区西九条戒光寺町2		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	28	23	なし	なし	あり	なし	16	9,548	架空引込	
	西八条消防出張所	南区吉祥院西ノ庄瀬ノ西町42		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	32	5	なし	なし	あり	なし	26	28,569	架空引込	
	久世消防出張所	南区久世中久世町二丁目129-2		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	19	5	なし	なし	あり	なし	13	11,544	架空引込	
右京区	嵯峨消防出張所	右京区嵯峨天龍寺今堀町1		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	18	10	なし	なし	あり	なし	12	17,908	架空引込	
	梅津消防出張所	右京区梅津高畝町46		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	18	3	なし	なし	あり	太陽光発電5kW	27	19,649	架空引込	
	御室消防出張所	右京区御室大内35		交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	27	23	なし	なし	あり	なし	18	25,197	架空引込	
	京北消防出張所	右京区京北下中町勝山田8番地	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	20	11	なし	なし	あり	なし	17	7,534	架空引込		
西京区	桂消防出張所	西京区桂市ノ前町12	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	22	10	なし	なし	あり	なし	12	16,893	架空引込		
	松尾消防出張所	西京区松尾木ノ曾町59-6	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	24	19	なし	なし	あり	太陽光発電5kW	11	12,836	架空引込		
伏見区	南浜消防出張所	伏見区南浜町273-2	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	27	24	なし	なし	あり	なし	6	1,891	架空引込		
	淀消防出張所	伏見区淀池上町197	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	15	2	なし	なし	あり	なし	14	11,456	架空引込		
	神川消防出張所	伏見区久我森の宮町14-27	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	30	4	なし	なし	あり	なし	13	19,046	架空引込		
	向島消防出張所	伏見区向島四ツ谷池7-10	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	37	3	なし	なし	あり	なし	26	29,914	架空引込		
	山ノ下消防出張所	伏見区桃山町山ノ下44-5	交流3相3線式	200	200	60	1回線受電	25	10	なし	なし	あり	なし	19	29,672	架空引込		

別添資料—2

	対象建物	月ごとの使用量(前年度)												集計欄		
		R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	合計	夏季	その他季
東山区	高台寺公園ポンプ庫	80	44	61	34	59	53	40	49	638	1,071	106	90	2,325	146	2,179
上京区	北野倉庫	48	0	0	51	72	40	0	0	0	0	0	0	211	163	48
中京区	西ノ京奈(防火用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西ノ京奈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伏見区	京都消防ヘリポート	3,487	1,365	1,600	2,329	4,023	4,399	3,624	2,055	1,997	5,114	4,473	5,050	39,516	10,751	28,765
東山区	清水寺境内ポンプ(善差寺)	35	5	0	0	1	2	0	0	6	39	40	51	179	3	176
	清水寺境内ポンプ(清水寺霊堂跡跡地)	50	1	1	1	2	4	2	1	2	81	91	119	355	7	348
北区	紫明消防出張所	707	255	186	601	1,095	1,111	769	234	541	1,725	1,559	1,314	10,097	2,807	7,290
	大徳寺消防出張所	1,018	90	114	580	1,438	997	628	205	1,149	2,502	2,191	2,005	12,917	3,015	9,902
	中川消防出張所	908	249	114	115	417	461	341	124	325	773	799	764	5,390	993	4,397
上京区	北野消防出張所	2,903	1,628	1,393	1,998	4,218	3,882	3,266	1,687	1,639	3,988	3,376	3,386	33,364	10,098	23,266
左京区	鹿ヶ谷消防出張所	903	149	91	426	1,259	1,233	955	220	373	1,629	1,331	1,374	9,943	2,918	7,025
	岩倉消防出張所	839	213	621	1,416	2,734	2,161	1,232	376	1,644	3,315	2,907	2,473	19,931	6,311	13,620
	修学院消防出張所	852	104	136	564	1,387	912	647	118	583	1,202	1,439	1,336	9,280	2,863	6,417
	大原消防出張所	891	185	127	290	738	785	567	193	736	1,827	1,509	1,455	9,303	1,813	7,490
	鞍馬消防出張所	1,639	768	414	463	1,574	1,300	585	845	2,136	3,086	2,066	1,855	16,731	3,337	13,394
中京区	京都市立病院消防出張所	601	76	87	320	1,126	1,434	1,174	217	251	964	925	971	8,146	2,880	5,266
東山区	泉涌寺消防出張所	410	121	288	688	1,483	1,154	658	196	497	710	976	885	8,066	3,325	4,741
伏見区	西勤修寺消防出張所	1,480	144	337	1,189	2,663	2,073	1,066	384	1,893	3,918	3,206	2,477	20,830	5,925	14,905
山科区	大塚消防出張所	461	158	133	227	436	398	257	155	368	737	755	696	4,781	1,061	3,720
下京区	塩小路消防出張所	726	582	604	937	1,330	1,704	1,601	1,213	953	1,478	1,288	1,243	13,659	3,971	9,688
	中堂寺消防出張所	455	416	605	1,322	2,181	1,642	637	524	1,420	2,266	2,120	1,397	14,985	5,145	9,840
南区	京都駅西消防出張所	332	109	409	1,102	964	739	285	253	959	1,700	1,628	1,068	9,548	2,805	6,743
	西八条消防出張所	2,174	1,193	991	1,805	3,945	3,592	3,222	1,328	1,238	3,347	2,853	2,881	28,569	9,342	19,227
	久世消防出張所	797	94	107	643	1,813	1,546	1,313	261	411	1,644	1,389	1,526	11,544	4,002	7,542
右京区	嵯峨消防出張所	1,255	118	171	1,228	2,540	2,503	1,507	183	753	2,947	2,576	2,127	17,908	6,271	11,637
	梅津消防出張所	1,576	233	205	972	2,916	2,636	2,124	348	613	2,693	2,513	2,820	19,649	6,524	13,125
	御室消防出張所	1,249	1,152	1,197	1,861	3,140	2,430	1,247	1,283	2,132	3,566	3,309	2,631	25,197	7,431	17,766
	京北消防出張所	501	99	67	507	1,452	1,199	630	93	296	1,031	885	774	7,534	3,158	4,376
西京区	桂消防出張所	1,168	79	229	1,109	2,400	2,363	1,588	170	846	2,726	2,251	1,964	16,893	5,872	11,021
	松尾消防出張所	316	106	222	780	2,075	1,564	279	191	941	2,461	2,215	1,686	12,836	4,419	8,417
伏見区	南浜消防出張所	200	145	147	153	178	157	148	222	129	160	132	120	1,891	488	1,403
	淀消防出張所	847	74	68	364	1,534	1,749	1,235	239	281	1,677	1,596	1,792	11,456	3,647	7,809
	神川消防出張所	1,662	340	201	693	2,496	2,164	1,684	313	770	3,083	2,843	2,797	19,046	5,353	13,693
	向島消防出張所	2,361	494	400	1,179	3,942	3,839	3,011	583	1,203	4,531	3,980	4,391	29,914	8,960	20,954
	山ノ下消防出張所	2,047	1,070	962	1,969	3,628	3,491	2,401	1,102	1,594	4,331	3,804	3,273	29,672	9,088	20,584